

福島区広聴等業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、福島区広聴等業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 会計年度任用職員は、福島区役所企画総務課の広聴相談関係業務担当として、主に法律相談等の各種相談の案内・受付、「市民の声」「区長に届けみんなの声、そして小さな声」、各種行政・市政相談の受付・連絡調整、区民情報の管理、その他広聴担当業務主管課の事務にかかる補助業務などの業務に従事する。

(任用)

第3条 会計年度任用職員の任用について、会計年度任用職員の採用等に関する要綱第2条第1項に規定する必要に応じて定める要件は、次のとおりとする。

（1）大阪市または他の自治体にて広聴等業務に過去従事したことがある者

2 会計年度任用職員の任用選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- （1）筆記試験（論述試験）
- （2）面接試験（口述試験）

(再度の任用)

第4条 再度の任用を行う場合は、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案し、2回まで任用ができるものとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- （1）勤務日数
1日7時間30分の勤務時間で、週4日の勤務日
- （2）勤務時間
午前9時～午後5時15分
- （3）休憩時間
45分

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。